解散公告

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

山口県下関市竹崎町三丁目五番一九号

特定非営利活動法人日中経済文化交流協会

代表清算人　田村　充正

解散公告

当法人は、平成二十八年四月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

香川県坂出市谷町二丁目七番五六号

特定非営利活動法人セーフティネット坂出―西部・中央・東部・金山地区

清算人　吉本　義弘

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年五月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

秋田県秋田市山王四丁目三番一〇号

秋田県建設業厚生年金基金

代表清算人　村岡　淑郎

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十八年三月二十九日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

栃木県芳賀郡茂木町大字馬門九四一

清算法人馬門土地改良区

清算人代表　宮下　壽男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年五月十九日に任意解散のための認証書の交付を受け、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

東京都杉並区荻窪四丁目一五番二七号

宗教法人東京フリーメソヂスト杉並中部教会

清算人　松村　武

同　倉持　雅弘

連絡先　東京都立川市曙町二丁目三四番六号コクーンビル八〇一　順風法律事務所

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年五月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

長野県長野市鶴賀七瀬南部五四五―一ラトナ東口ビル二〇六号

長野山梨石油厚生年金基金

代表清算人　原　強志

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年五月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

長野県長野市アークス一番三二号　長野アークス会館三階

長野県卸商業団地厚生年金基金

代表清算人　夏目　潔

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年五月十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

静岡県静岡市葵区栄町四番地の一〇　静岡栄町ビル内

静岡県中部機械工業厚生年金基金

代表清算人　坪井　邦俊

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年五月十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月七日

静岡県静岡市葵区宮前町二四番地

静岡県トラック運送厚生年金基金

代表清算人　大須賀正孝

第六期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一五、九八二
合計	一五、九八二

負債及び純資産の部

流動負債	九、五七三
株主資本	六、四〇八
資本金	五、〇〇〇
利益剰余金	一、四〇八
その他利益剰余金	一、四〇八
（うち当期純損失）	（一、五八四）
合計	一五、九八二

平成二十八年六月七日

大阪府大阪市北区芝田一丁目一番三五号

株式会社レムホテルズ西日本

代表取締役　西岡　省造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道留萌市幸町四丁目一二番地二、最後の住所北海道留萌市五十嵐町一丁目七番一五号　被相続人　亡　杉山　敏矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

北海道留萌市花園町二丁目二番一三号信和商事ビル二階四号室オロロンひまわり基金

法律事務所

相続財産管理人　弁護士　成田　騎信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市屋板町四六六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松井　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

栃木県宇都宮市松原一丁目一番九号

相続財産管理人　田島二三夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字安行領根岸二七七四番地一、最後の住所埼玉県川口市江戸三丁目三四番三号ＳＳＳ川口寮　被相続人　亡　田中　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号東和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　髙木　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市坂本町鮎帰い二八七番地、最後の住所千葉県船橋市三山二丁目三番二号三山園　被相続人　亡　西村テル子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

事務所千葉県船橋市本町二―一―三四船橋スカイビル四階　船橋本町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小島　千鶴